

# 入札説明書

橿原文化会館大ホール舞台照明調光卓更新工事

橿文第 2 4 - 2 号

平成 2 4 年 1 2 月

奈良県地域振興部文化・教育課

# 入 札 説 明 書

入札公告に基づく施工体制確認型一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

## 1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条の規定による入札公告第2の表中「登録業種」に対応する建設工事の建設業の許可を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 入札執行日時点（郵便入札の場合はその郵便物の通信日付印により表示された日）において、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなします。
- (7) 建設業法第27条の2第1項の規定による経営事項審査が有効期間内にあること。

## 2 入札方法等

- (1) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (2) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (3) 入札書の提出は、書留郵便に限ります。入札書は二重封筒とし、表封筒に「1月18日開札 樞原文化会館大ホール舞台照明調光卓更新工事 樞文第24-2号入札書在中」と朱書きし、入札書を入れた中封筒（直接提出する場合と同様に封印等の処理をしたもの）を入れ、奈良県地域振興部文化・教育課長あての親展とし、期限までに到着するように発送してください。

### 3 落札者の決定方法

- (1) 開札は、入札書を郵送してきた参加者又はその代理人が出席して行うものとします。  
ただし、入札書を郵送してきた参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行うものとします。
- (2) 予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。  
開札後、落札者の決定を留保し、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行ったうえで落札者を決定し、後日、その結果を閲覧に供します。  
また、施工体制確認調査の結果によっては、最低額の入札者であっても落札者とならない場合があります。この場合、落札候補者の次順位者に対し競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行い、落札者が決定するまで順次調査を実施します。
- (3) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、改札後すぐに上記(1)の立会者により「くじ」で落札候補者(落札の優先順位)を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。
- (4) 落札候補者が開札に立会していない場合は、決定後すぐに落札候補者になった旨連絡します。

### 4 競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査の実施

開札後、落札候補者となった者に対し競争入札参加資格の確認を行うとともに、施工体制確認調査を実施します。参加資格が確認できない場合又は適正な施工の確保ができないおそれがあると認められる場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を実施します。

開札後、落札候補者となった者は、下記により競争入札参加資格確認申請書等及び施工体制確認調査書類を提出してください。提出書類に基づき聞き取り調査を実施します。聞き取り調査に応じない場合は、失格となるとともに、入札参加停止となる場合があります。

#### (1) 競争入札参加資格確認申請書等

ア 競争入札参加資格確認申請書(様式S1)

イ 工事实績を記載した書面

入札公告第2の3に掲げる資格があることが判断できる同種工事の施工実績を1件以上、様式S2(必要に応じ別添様式S2-2)に記載してください。当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」に登録されている場合は、「登録内容確認書(施工時工事カルテ受領書)」を添付してください。工事内容によっては「工事カルテ」の提出を求める場合があります。

登録されていない場合は、記載した工事の施工実績が確認できる契約書(受注形態が共同企業体の場合は協定書)、設計書及び仕様書等の写しを提出してください。

これらによることができない場合は、工事概要が確認できる「工事施工証明書」(様式S2-2)を提出してください。

ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴報告書(様式S3)

＊ 別表1に掲げる技術者の資格を証する書面及び3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証の写し等)を添付してください。

エ モラルに対する決意(別添様式S4)

#### (2) 施工体制確認調査書類

ア 施工体制確認調査報告書 様式1

イ 積算内訳書(レベル2まで) 様式2-1

ウ 内訳明細書（レベル 3 まで） 様式 2－2

エ 工程計画 様式 3

＊ 各様式の記載要領を十分確認してください。記載内容が記載要領に沿わない場合は失格となることがあります。また、記載内容を証明するための資料を必ず添付してください。

＊ 書類の記載漏れ、添付漏れ等がないことを十分確認のうえ提出してください。

＊ 下記の場合も契約審査会により適正な施工の確保がなされないおそれがあると判定され、失格となります。

① 施工体制確認調査に協力しない場合

② 配置予定技術者の資格等が入札条件等に適合しない場合

③ 提出書類が設計仕様書に適合しない場合

④ 提出書類が入札金額に適合しない場合

⑤ 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合

⑥ 上記のほか、適正な施工の確保がなされないおそれがあると認められる場合

(3) 提出部数 各 1 部

(4) 提出期限 入札公告第 4 に示す期限までに提出してください。

＊ 期限までに提出されない場合は失格となります。

＊ 次順位者が落札候補者となった場合の提出期限は、別途指示します。

(5) 提出方法 持参により提出してください。

(6) 提出書類の作成等

ア 作成及び提出にかかる費用は提出者の負担とします。

イ 提出書類は、競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査以外に、提出者に無断で使用しません。

ウ 提出書類は返却しません。

## 5 最低制限価格の算定方法

この工事の最低制限価格は次の算式により設定されます。但し、この式により算出された金額が、予定価格の 10 分の 9.0 を超える場合は、予定価格に 10 分の 9.0 を乗じて得た額とし、予定価格の 10 分の 7.0 に満たない場合は、予定価格に 10 分の 7.0 を乗じて得た額とします。

$$\begin{aligned} \text{最低制限価格} = & \left( \left[ (\text{直接工事費} \times 0.90) \times 0.95 \right] + \left[ \text{共通仮設費} \times 0.90 \right] + \right. \\ & \left. \left[ (\text{現場管理費} + \text{直接工事費} \times 0.1) \times 0.80 \right] + \left[ \text{一般管理費} \times \right. \right. \\ & \left. \left. 0.30 \right] \right) \times 105 / 100 \end{aligned}$$

## 6 技術者の配置

落札者は 4 の (1) のウの資料に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に配置するものとします。

工事の施工にあたって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の特別な場合に限りです。

## 7 契約書作成の可否等

要します。落札者は、奈良県契約規則（昭和 39 年奈良県規則第 14 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、落札決定の日から 5 日以内に契約を締結するものとします。

別表 1

| 工事業種 | 配置技術者の資格（いずれかに該当すること）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 電気工事 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電気工事に関し、学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による実業学校を含む。以下同じ。)若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。以下同じ。)若しくは高等専門学校(旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校を含む。以下同じ。)を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者</li> <li>2. 電気工事に関し10年以上実務経験を有する者</li> <li>3. 電気工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程(大正14年文部省令第30号)による検定で電気工学又は電気通信工事に関する学科に合格した後5年以上又は旧専門学校卒業程度検定規程(昭和18年文部令第46号)による検定で電気工学又は電気通信工事に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者</li> <li>4. 建設業法第27条第1項の規程による技術検定のうち検定種目を電気工事施工管理とするものに合格した者</li> <li>5. 技術士法第4条第1項の規程による第2次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者</li> <li>6. 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第4条第1項の規程による第1種電気工事士免状の交付を受けた者又は同項の規定による第2種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し3年以上実務の経験を有する者</li> <li>7. 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項の規程による第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けた者(同法附則第7項の規程によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含む。)であって、その免状の交付を受けた後電気工事に関し5年以上実務の経験を有する者</li> <li>8. 建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後電気工事に関し1年以上実務の経験を有する者</li> <li>9. 建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であって第7条の19、第7条の20及び第7条の22において準用する第7条の5の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録計装試験」という。)に合格した後電気工事に関し1年以上実務の経験を有する者</li> </ol> |